

# 脛川

発行 脛川町役場  
1960・8・19  
編集 広報係

## 国民保険税決る

四月から七月まで納めてもらった保険税額は前年度の税額をもとにして、かりに決めておいたものですが、七月で、皆さんの所得額や、固定資産税額が決まりましたから、これをもとにして、今年の国民健康保険税額を決定しました。

つた額(四回分)を、今度決定し一年分の税額から差し引き、残ったものを、あと六回に分けて納めてもらうことになりました。計算のもとになった数字は、八月の第五期の令書に書いてありますから、よく見て間違いがあると思う人は、九月二十日迄に、文書で申し出て下さい。

次の、計算のあらましをお知らせします。

国民健康保険税の決め方

町中の一年分の額の決め方

一年中に徴収します保険税の総額が町議会できまりますと、この額の

百分の三五をみなさんの所得に割りかけ

百分の二五を、固定資産税額に

百分の二五を、の被保険者の数に

百分の一五を、世帯平等割として

納めてもらう事になります。

今年の総額

所得に割り掛ける額

一、二二八、五〇〇円

固定資産税に掛ける額

八七七、五〇〇円

被保険者の均等割

八七七、五〇〇円

世帯数にかける額

五二六、五〇〇円

計 三、五一〇、〇〇〇円

平均額

以上の額を今年の、町全体の所得額、固定資産税額、被保険者の数、世帯数で割ると、平均は、

課税所得金額割 百円当り 二円二七銭 六厘

資産税額割 百円当り 一七円七六銭

被保険者割 一人当り 一四七円

世帯割 一世帯当り 五〇四円

となります。

例えば、あなたの状況が次のようであると、税は、このように計算されます。

町民税の対象となった、あなたの所得が10万円とすると、所得額は、

2円27銭6厘×1,000(10万円÷100円) = 2,276円

次に資産税が年2,000円かゝるとしますと、資産税額は

17円76銭×20(2,000÷100円) = 355円

保険に入る家族が4人とすると

147円×4 = 688円

世帯割 = 504円

合計 = 3,823円

そこで7月までの納付額が1,820円であるとすると、これを差し引き

残り2,000円をあと6回に分けて、納めます。

## 就任の御挨拶

助役 谷本 恒雄

私は、去る七月十一日の本会議におきまして、本町助役の選任を受け、再び就任することになりました。これ備えに町民各位の格別なる御指導御支援により大過なく前任期間を満了させて頂きました結果によるものでございました。この御厚情に対し衷心より厚く御礼申上げる次第であります。御承知の如く当町は、町発展上必要な緊急重要課題が山積しており、中でも、中学校統合校舎の建築並びに各地域小学校の教育施設拡充強化の問題を始め、本町基幹産業

の振興方策等を考えます時に誠に本町は重大時期に直面していると言えましょう。かような時に当って更に不肖を此の重席に御推挙いたゞきましたことは、身に余る光栄と存じ深く感激を覚ゆるもので御さいます。

然し乍ら折角御推挙いたゞきお受けした以上、現段階の重大さを認識致しまして今後、町長を中心に産業、経済、文化、厚生面に互る重要課題の処理に或は推進に渾身の努力を払う覚悟でございます。何卒町民の皆様方に於かれましては倍旧の御指導御支援を賜りますようお願い申上げる次第であります。最後に皆様方の御健康と御多幸を祈りまして御挨拶と致します。

## 国勢調査実施

今年10年目の大規模調査

十月一日、全国一斉に実施される国勢調査は、五年毎に行なわれる大切な統計調査です。特に今年には、十年毎の大規模調査の年にあたる。又世界の国々からなっておる国際連合では、今年を中心として、世界の全ての国が調査を行う様に呼びかけており、我が国の調査も、他の国々と歩調を合せてこの調査を計画しており、国

をもつことが大切であります。九月二十四日より、準備調査に入り、調査員が皆さんの自宅を訪ねますが、こころよくご協力をねがいたいものです。

### 警察から

一、花火あそびは危険です。子供さんの花火あそびで火災を起したり爆発等で事故を起した例がありますので花火あそびをさせないで下さい。

二、道路を広く使う運動について

- 1 道路に物を置かないこと
- 2 道路で遊び、ごみをしないこと
- 3 自転車、自動車の駐車をしないこと

三、押売りの追放

- 1 押売りがきたら早く警察に知らせること
- 2 押売りは家が不在のときはどろぼうに早変わりしますから注意して下さい。

四、夏の防犯について

- 1 戸締りの励行
- 2 できるだけ家をあけないこと
- 3 子供さんを危険なところで泳いだり、水あそびをさせないこと

## 中学校建築の認定

統合中学校の建築については、文部省で審査中でありましたが、八月十六日、文部大臣から、県教委を経由して認定の通知があった。

### 国体県予選近づく

本月二十八日、鹿野川湖において国民体育大会漕艇競技愛媛県予選会を開催する。

参加クルー予定

高校 二〇  
一般 九

### 火薬類取扱について

本年六月一日より火薬類を使用し爆破作業を行う場合は発破技士の免状を有する者でなければ作業が出来ませんので、今後火薬類の消費許可申請にあたっては工事に従事する発破技士の免状の写を添付しなければ火薬類の譲受が出来ません。

